

川崎市監査事務局臨時的任用職員の採用等に関する要綱

(令和3年9月22日付け3川監第544号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年川崎市条例第75号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条第1項の規定により任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「休業」とは、次に掲げる休業をいう。

- (1) 育児休業（育児休業法第2条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）
- (2) 配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）

(採用の条件)

第3条 臨時的任用職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り採用することができるものとする。ただし、臨時的任用職員を採用する以外の方法により業務を処理することが可能な場合を除く。

- (1) 常時勤務を要する職員が休業を取得した場合
- (2) 常時勤務を要する職員が産休（川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第12号）別表第3に規定する職員の出産に係る休暇をいう。以下同じ。）を取得した場合
- (3) 退職等により、職員配置計画において定める定数に対し、不足が生じた場合
- (4) その他常時勤務を要する職に欠員を生じた場合で代表監査委員が特に必要と認める場合

(休業等取得予定の報告)

第4条 休業、産休等の取得を予定する職員は、速やかにその旨を所属長に報告するよう努めるものとする。

(選考の実施)

第5条 代表監査委員は、臨時的任用職員の採用が妥当であると判断するときは、臨時的任用職員の採用選考を実施する。

(採用選考の特例)

第6条 川崎市監査事務局休業代替任期付職員の採用等に関する要綱（令和3年9月22日付け3川監第543号。以下「任期付要綱」という。）に基づき、代表監査委員が実施する採用選考に合格し、任期付要綱第2条第2項に定める休業代替任期付職員として採用される者については、その任期の前に引き続く、同一の職員に関わる事由を任用の根拠とする臨時的任用職員としての採用選考にも併せて合格したものとみなす。

2 この要綱に基づき、代表監査委員が実施する採用選考に合格し、臨時的任用職員として採用される者については、その任期の前に引き続く、同一の職員に関わる事由を任用の根拠とする臨時的任用職員としての採用選考にも併せて合格した者とみなす。

(承諾書の提出)

第7条 採用選考に合格した者は、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を提出しなければならない。

(配属先)

第8条 臨時的任用職員は、対象となる事由の発生した組織に配属することを原則とする。

(異動)

第9条 臨時的任用職員の異動は、組織改変等のやむを得ない場合に限るものとする。

(所属長等の義務)

第10条 所属長等は、職員の休業等の取得期間について、臨時的任用職員の採用等に関連して、いかなる働きかけも行ってはならない。

附 則

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。